

役員等報酬規程及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桑の実会（以下「法人」という）の役員（理事・監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人役員等の法人業務に関する勤務に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、勤務時間内の勤務に対しては、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は 理事長 1時間 3000円とする。

他理事・役員等 1時間 2000円とする。

3 理事・評議員会・監事会の出席に関しては、1回につき3000円（交通費含む）を役員等に支給する。

4 役員の支給総額は単年度で1,000万円を越えない範囲で支給する。

5 評議員の支給総額は単年度で500万円を越えない範囲で支給する。

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、毎月10日（支給日が銀行休業日の場合は前営業日）に支払う。

2 理事・評議員会の出席に関しては、会議終了後に支払うこととする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張した時は、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて支給する。

3 宿泊料、日当、食卓料に関しては、職員の旅費規程に準じて支給する。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の決議を得て改正する。

付則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。